

岐阜県公報

第 五 百 七 十 二 号
令和 七 年 三 月 十 四 日
(金曜日)

目 次

企業管理規程

○岐阜県上水道用水供給施設給水規程及び岐阜県工業用水道給水規程の一部を改正する規程

(水道企業課) 八九^{ページ}

告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○道路の占用を制限する区域の指定

○道路の占用を制限する区域の指定の解除

○都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

(森林保全課) 九〇
(道路維持課) 九〇
(同) 九一
(同) 九一
(同) 九四
(下水道課) 九六

公 示

○土地改良事業の工事の完了

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

○落札者等に関する公示

住宅供給公社公告

○公営住宅又は共同施設の管理

(農地整備課) 九七
(都市政策課) 九七
(大垣土木事務所) 九八
(住宅課) 九九

企業管理規程

岐阜県上水道用水供給施設給水規程及び岐阜県工業用水道給水規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県企業管理規程第一号

岐阜県上水道用水供給施設給水規程及び岐阜県工業用水道給水規程の一部を改正する規程

(岐阜県上水道用水供給施設給水規程の一部改正)

第一条 岐阜県上水道用水供給施設給水規程(昭和四十八年岐阜県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第十号様式までの規定中「四」を削る。

(岐阜県工業用水道給水規程の一部改正)

第二条 岐阜県工業用水道給水規程(平成八年岐阜県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第三号様式から別記第十一号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町黒川字繁之洞一五三〇、字水根六五七八の五、六五九一、六五九五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字繁之洞一五三〇・字水根六五九一・六五九五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課

及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一般 国道		道路の種類	
二百五十 七号		路線名	
下呂市馬瀬黒石字横波一 三〇三番地先から 同市同字同一 三〇五番一地先まで		区 間	
後	前	区域の変更 前後別	
六・九 八・五	六・六 八・一	敷地の幅員 (メートル)	
三・四	三・四	延長 (メートル)	
		備考	

岐阜県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道		道路の種類	
川美 辺濃線		路線名	
同郡同町同字堤 下三七九番四地先まで		区 間	
後	前	区域の変更前後別	
三・四 七・三	二・五 四・七	敷地の幅員（メートル）	
一六・〇	一六・〇	延長（メートル）	
		備考	

岐阜県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
県道	大井川線	郡上市八幡町有坂字安武山一七一番三地先から同市同町同字同一七九番五地先まで	一四・五〇	令和七・三・一四	昭和四・四・一 平成六・四・一

岐阜県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
-------	-----	-----------	----

一般国道	二百五十六号	山県市高木（県道関本巣線交点）から	
一般国道	四百十八号	山県市西深瀬（一般国道四百七十五号交点）まで	
一般国道	四百十八号	山県市富永（市道交点）から	
一般国道	四百十八号	山県市富永（市道交点）まで	
県道	岐南線	羽島市堀津町（県道羽島養老線交点）から	
県道	桑原線	羽島市桑原町東方（市道交点）まで	
県道	桑原線	羽島市下中町石田（市道交点）から	
県道	桑原線	羽島市下中町石田（市道交点）まで	
県道	各務原線	各務原市鷺沼東町（一般国道二十一号交点）から	
県道	各務原線	各務原市鷺沼東町（県道春日井各務原線交点）まで	

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和七年三月二十八日

岐阜県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
県道	室牧原線	養老郡養老町橋爪（町道交点）から 養老郡養老町橋爪（町道交点）まで	

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和七年三月二十八日

岐阜県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
一般国道	四百十七号	揖斐郡揖斐川町東横山から 揖斐郡揖斐川町鶴見（町道交点）まで 揖斐郡揖斐川町塚から 揖斐郡揖斐川町塚（福井県境）まで 揖斐郡揖斐川町清水（町道交点）から 揖斐郡揖斐川町長良（町道交点）まで 揖斐郡大野町大字野（町道交点）から 揖斐郡大野町大字野（県道深坂大野線交点）まで	
県道	本庄線		
県道	中之元線		

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和七年三月二十八日

岐阜県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
県道	上野線	美濃市大矢田（市道交点）から美濃市大矢田（市道交点）まで	

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和七年三月二十八日

岐阜県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
県道	美濃加茂良線	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋（市道交点）から美濃加茂市蜂屋町中蜂屋（市道交点）まで	
県道	和良線	加茂郡七宗町上麻生（町道交点）から加茂郡七宗町上麻生（町道交点）まで	
県道	金可山児線	加茂郡坂祝町取組（町道交点）から加茂郡七宗町上麻生（町道交点）まで	
県道	各務原線	美濃加茂市御門町（一般国道二十一号交点）まで	
県道	太蜂田谷線	美濃加茂市中部台二丁目（市道交点）から美濃加茂市蜂屋町上蜂屋（一般国道四十一号交点）まで	

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和七年三月二十八日

岐阜県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
県道 足土助岐線	土岐市妻木町（市道交点）から 土岐市妻木町（市道交点）まで		

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和七年三月二十八日

岐阜県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
一般国道 三百六十号	飛騨市宮川町打保（市道交点）から 飛騨市宮川町打保（市道交点）まで		
県道 古川見線	飛騨市古川町平岩（市道交点）から 飛騨市古川町平岩（市道交点）まで		

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和七年三月二十八日

岐阜県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定による道路の占用を制限する区域の指定を解除することとしたので、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 占用の制限を解除する区域

道路の種類	路線名	占用の制限を解除する区域	備考

県道	垂井線 停車場	不破郡垂井町垂井（一般国道二十一号交点）から 不破郡垂井町垂井（町道交点）まで
----	------------	--

二 制限を解除する占用物件

新たに地上に設ける電柱

三 占用の制限を解除する理由

緊急輸送道路の指定が解除されたため。

四 占用の制限を解除する期日

令和七年三月二十八日

岐阜県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定による道路の占用を制限する区域の指定を解除することとしたので、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 占用の制限を解除する区域

道路の種類	路線名	占用の制限を解除する区域	備考
県道	本庄線 揖斐川線	揖斐郡揖斐川町島（町道交点）から 揖斐郡揖斐川町長良（町道交点）まで	
県道	神原線 西津波線	揖斐郡揖斐川町東津波（揖斐川町久瀬振興事務所）から 揖斐郡揖斐川町東津波（一般国道三百三十三号交点）まで	

二 制限を解除する占用物件

新たに地上に設ける電柱

- 三 占用の制限を解除する理由
緊急輸送道路の指定が解除されたため。
- 四 占用の制限を解除する期日
令和七年三月二十八日

岐阜県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定による道路の占用を制限する区域の指定を解除することとしたので、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 占用の制限を解除する区域

道路の種類	路線名	占用の制限を解除する区域	備考
県道	飛騨原線 萩原線	下呂市萩原町萩原（市道交点）から 下呂市萩原町萩原（一般国道四十一号交点）まで	

二 制限を解除する占用物件

新たに地上に設ける電柱

三 占用の制限を解除する理由

緊急輸送道路の指定が解除されたため。

四 占用の制限を解除する期日

令和七年三月二十八日

岐阜県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定による道路の占用を制限する区域の指定を解除することとしたので、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 占用の制限を解除する区域

道路の種類	路 線 名		備考
	県道	占 用 の 制 限 を 解 除 す る 区 域	
神打保 停車場 岡線	飛騨市神岡町殿（一般国道四百七十一号交点）から 飛騨市神岡町殿（坂巻公園）まで		

二 制限を解除する占用物件

新たに地上に設ける電柱

三 占用の制限を解除する理由

緊急輸送道路の指定が解除されたため。

四 占用の制限を解除する期日

令和七年三月二十八日

岐阜県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により関都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者の名称

関市

二 都市計画事業の種類及び名称

関都市計画下水道事業 関市公共下水道（関処理区、田原処理区、小金田処理区、

広見・池尻処理区、武芸川処理区）

三 事業施行期間

（関処理区）

昭和三十八年九月一日から

令和十四年三月三十一日まで

（田原処理区、小金田処理区、広見・池尻処理区、武芸川処理区）

令和七年四月一日から

令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者の名称

美濃市

二 都市計画事業の種類及び名称

美濃都市計画下水道事業 美濃市公共下水道（長良川右岸処理区・長良川左岸処理区・長瀬処理区）

三 事業施行期間

平成三年十二月十三日から

令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により輪之内都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者の名称
輪之内町

二 都市計画事業の種類及び名称
輪之内都市計画下水道事業 輪之内町特定環境保全公共下水道（輪之内処理区）

三 事業施行期間
平成九年七月四日から
令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

公 示

。土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
かんがい排水事業 （保全合理化型）	柿之木戸用水2期地区	令和六・六・二八

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称
瑞浪市

二 調査を行った地域
瑞浪市明世町の一部（戸狩一）

三 調査を行った期間
平成三十年十二月から令和六年二月まで

四 地図及び簿冊の名称
瑞浪市（明世町の一部）の地籍図
瑞浪市（明世町の一部）の地籍簿

五 認証年月日
令和七年二月二十六日

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称
羽島市

二 調査を行った地域
羽島市竹鼻町狐六砂入、竹鼻町狐六下ノ城の一部

(竹鼻町狐穴砂入・下ノ城)

三 調査を行った期間

平成二十五年九月から平成二十七年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

羽島市(竹鼻町狐穴砂入、竹鼻町狐穴下ノ城の一部)の地籍図
羽島市(竹鼻町狐穴砂入、竹鼻町狐穴下ノ城の一部)の地籍簿

五 認証年月日

令和七年二月二十六日

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

加茂郡東白川村大字越原の一部(曲坂)

三 調査を行った期間

令和三年四月から令和五年九月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡東白川村(大字越原の一部)の地籍図
加茂郡東白川村(大字越原の一部)の地籍簿

五 認証年月日

令和七年二月二十六日

。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

加茂郡東白川村大字神土の一部(大口)

三 調査を行った期間

令和二年八月から令和五年十一月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡東白川村(大字神土の一部)の地籍図
加茂郡東白川村(大字神土の一部)の地籍簿

五 認証年月日

令和七年二月二十六日

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年三月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

1 購入物品の名称及び数量 ロータリ除雪車(1.5m級、1.8m幅) 1台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和7年1月15日

4 落札者を決定した日 令和7年2月25日

5 落札者の住所及び氏名 羽島郡岐南町野中一丁目8番地

篠田株式会社

代表取締役 篠田 世司

6 競争金 38,500,000円

7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県大垣土木事務所総務課管理調整係
(2) 所 在 地 大垣市江崎町42—3

住宅供給公社公告

岐阜県住宅供給公社公告第一号

本公司において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法
(昭和二十六年法律第百九十三号) 第四十七条第二項の規定により公告する。
令和七年三月十四日

岐阜県住宅供給公社
理事長 崎 浦 良 典

- 一 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称
岐阜県住宅供給公社
- 二 事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称
岐阜市営住宅管理条例施行規則(平成三年岐阜市規則第三十三号) 別表第一一(一)の
表市営住宅名の欄に掲げる市営住宅及びその共同施設
- 三 事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容
岐阜市営住宅管理条例(平成三年岐阜市条例第二十四号) 第四十七条第二項各号に
掲げる権限を行うこと。
- 四 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間
令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで

岐阜県住宅供給公社公告第二号

本公司において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法
(昭和二十六年法律第百九十三号) 第四十七条第二項の規定により公告する。

令和七年三月十四日

岐阜県住宅供給公社
理事長 崎 浦 良 典

- 一 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称
岐阜県住宅供給公社
- 二 事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称
大垣市営住宅条例(平成九年大垣市条例第二十二号。以下「条例」という。) 別表
市営住宅名の欄に掲げる市営住宅及びその共同施設
- 三 事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容
条例第六十五条に規定する管理
- 四 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間
令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

令和七年三月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社